

# タイにおける食品の模倣品等対策調査報告書

～事前・事後の対応策～

2024年3月

タイ輸出支援プラットフォーム

## 目次

I	基本情報（調査の目的、法令等に関する基礎知識等） .....	2
1.	調査の目的・内容 .....	2
2.	法令 .....	2
(1)	地理的表示（GI） .....	2
(2)	商標 .....	3
(3)	消費者保護法などその他の法令 .....	3
II	被害に対する権利行使や対策 .....	4
1.	事前の防御策（商標権の取得、調査等） .....	4
(1)	GI の登録 .....	4
(2)	商標登録 .....	6
2.	事後の対抗策（知的財産権に基づく場合、知的財産権が取得できない場合など） ..	10
(1)	模倣品の調査 .....	10
(2)	知的財産権に基づく対策 .....	11
(3)	知的財産権以外の対策 .....	40
IV	まとめ .....	42

本レポートは、IP FORWARD 株式会社の協力を得て作成した。

## I 基本情報（調査の目的、法令等に関する基礎知識等）

### 1. 調査の目的・内容

日本の農林水産物・食品はタイでも高く評価されている一方で、模倣品と疑われる商品の流通が複数確認されている。これにより、ジャパンブランドが毀損され、潜在的な輸出の機会を逸している可能性がある。

このため、日本産食品でないにもかかわらず、日本産食品と誤認を与える等の商品について対処方法を取りまとめるとともに、タイにおいて地理的表示（以下「GI」という。）や商標等の知的財産権を取得することによる防御策、知的財産権以外の対策等、ジャパンブランド保護強化のための方策を明確にし、これを周知することを目的とする。

本報告書ではまず、タイ国内の模倣品対策に関する関連法令について解説し、次に、被害を防止するための、知的財産権の取得をはじめとする事前の防御策について解説する。さらに、実際に被害が発生した場合の事後の対抗策について、知的財産権に基づく対策および知的財産権以外の対策の両面から解説する。

本レポートが、タイにおける模倣品等対策の一助となれば幸いである。

### 2. 法令

#### (1) 地理的表示 (GI)

タイでは、GI を 2003 年制定の **The Act on Protection of Geographical Indications B.E.2546**(以下「地理的表示法」という。)で保護している。同法は 2004 年 4 月 28 日に発効し、2004 年より登録制度の運用が開始されている。登録産品には専用のロゴ マークの使用が認められる。地理的表示法に基づき、外国の GI についても、タイでの登録によって保護を受けることができる。

本報告書作成時点では、地理的表示法の改正作業が進んでおり<sup>1</sup>、動植物種の名称は GI として登録できないこと、異議申立て手続の明確化、GI マークに関する改正、侵害行為には地理的原産地に関して消費者を混乱させたり誤解させたりするような手段による原産地表示や商品の表示が含まれることなどが規定される予定である。

---

<sup>1</sup> 2023 年 12 月 15 日から 2024 年 1 月 15 日までの間、改正草案についてパブリックコメントの募集が行われた。

## タイの GI マーク



### (2) 商標

タイでは商標法において団体商標/証明商標制度が定められているが、基本的には商標登録において地名は識別性を有しないとされているため、地名と商品の普通名称とを組み合わせただけの商標では、一般商標及び団体商標/証明商標として登録できないとされている。また、地理的表示法に基づき、GI が既に登録されている場合は、商標法第 8 条第 12 号により商標として登録することは禁止される。

### (3) 消費者保護法などその他の法令

消費者保護法では、消費者に対する虚偽又は誤認を生じさせる表示を禁止しており、農林水産物・食品に関する表示についても係る規制の適用があり得る。加えて、農林水産物・食品の表示については、上記に記載した消費者保護法をはじめ、食品法等の法規制が存在する。同規制に基づく対抗策については III(3)で詳述する。

## II 被害に対する権利行使や対策

### 1. 事前の防御策（商標権の取得、調査等）

#### (1) GI の登録<sup>2</sup>

タイの地理的表示法における GI の登録要件は以下のとおりである。日本の GI 登録生産者団体も、地理的表示法に基づく GI 登録申請が可能である。

#### ア. 登録要件

##### 登録/保護対象（法第 3 条、第 6 条）

対象商品は、「天然物であれ、農産物であれ、販売・交換・譲渡が可能な動産を意味し、手工芸品、業製品を含む。」と定義されている。また、外国の産品も登録の対象となるが、以下の 2 つの追加要件を満たすものでなければならない。

- (a) その GI が当該国の法令の下で保護を受ける資格があることの明確な証拠
- (b) その GI がタイにおける登録申請日まで継続して使用されてきていることの明確な証拠

##### 品質特性（法第 3 条）

地理的表示法において、GI は、「原産地の呼称又は表現に使われる名称、記号又はその他の事物であり、当該の原産地に由来する商品について、その商品の特定の品質、社会的評価、また特性がかかる原産地に帰せられるものであることを識別可能とするようなもの」と定義されている。

##### 申請人の要件（法第 7 条）

申請人の要件については以下のとおり規定されている。

- (a) 政府機関、国家機関、国営企業、地方政府組織又はその他法人格を持つ公的機関であって、その管轄の及ぶ地域が当該商品の原産地を含むもの
- (b) 自然人、団体又は法人であって、GI が使用される商品に関わる商業に関与し、及び当該商品の GI の地域に居住するもの
- (c) GI が使用される商品を消費する消費者により構成される集団又は組織

---

<sup>2</sup> 参考：農林水産省「平成 30 年度 主要輸出国の知財制度等実態調査委託事業報告書」（2020 年 3 月）

[https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_syoku/attach/pdf/index-39.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_syoku/attach/pdf/index-39.pdf)

また、タイ国籍を有していない者がタイ国外の GI の登録申請を行う場合、次のいずれかの資格を有していなければならない。なお、日本については下記を満たしていると解される。

(a) タイ王国も加盟している GI 保護についての国際条約又は協定の締約国の国籍を有していること

(b) タイ国内、又はタイ王国も加盟している GI 保護についての国際条約又は協定の締約国内に、住所又は実際の事業所を有していること

なお、法律には明確に規定されていないものの、商務省知的財産局地理的表示課 (Geographical Office) の通例によれば、外国の団体等がタイで GI 登録を申請する場合、母国において登録された申請人と完全同一の名の下に申請されなければならない。

## 対象地域

地理的表示法において、「原産地」とは、国、領土、地方及びその地域にある場所を意味し、海、湖、川、水路、島、山、その他類似の性質を持つ地域も含むもの」とされている。

## イ. 登録手続

GI を登録するには、商務省知的財産局（以下「DIP」という。）又は商務省傘下の県商務局に登録申請を行う。通常、申請から登録までは少なくとも7カ月を要する。

申請に当たっては、以下の内容を含む GI 登録申請書にタイ語で記入の上、申請人又はその代理人による署名を付して提出する。

- (a) 申請者についての詳細
- (b) 原産地を表すために用いる名称、記号又はその他の事物
- (c) GI が使用される商品の説明
- (d) GI が使用される商品の特定の品質、評判、性状又は特性についての詳細
- (e) GI が使用される商品と当該原産地との関係を示す詳細
- (f) 原産地の所在についての詳細
- (g) 登録を意図する GI の商品ラベルへの使用を示す詳細

また、申請に当たっては以下の書類を添付する。

(a) 身分証明書の写し

政府機関等の場合：国家公務員の身分証明書若しくは機関の長としての任命状

法人の場合：申請日から6カ月以内に発効された法人設立証明書

個人・団体の場合：IDカード、政府が発行した身分証明書、パスポート等

(b) GIを使用する商品の写真

(c) GIを使用する製品ラベルの原本、複写又は写真

## (2) 商標登録

タイにおける商標登録、特に農産品が関係すると考えられる証明商標・団体商標について記載する。登録手続きの概要も記載するが、日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所「タイ模倣対策マニュアル」（2022年3月）<sup>3</sup>にも記載があるので、本書でも該当部分については参考にして記載しており、その詳細は省略する。

### ア. 概要・登録要件

保護の対象となる商標は、①識別性があり、②商標法に基づいて登録が禁止されておらず、かつ、③他人が登録した商標と同一又は類似でない商標とされる（商標法第6条）。証明商標及び団体商標も登録の対象となり、それぞれのタイ商標法における定義は以下のとおりである。

#### 証明商標

「証明商標」とは、商品の出所、成分、製造方法、品質若しくは他の特徴、又はサービスの性質、品質、種類若しくは他の特徴を証明する目的で、その所有者が、他人の商品又はサービスに関して使用されることを同意した商標を意味する（商標法第4条）。証明商標は、商標として保護の対象となっており、一部提出書類や手続き等は異なるものの、原則として通常の商標と同様に登録することができる（商標法第81条）。ただし、証明商標の権利者は、自己の商品又は役務に関して当該証明商標を使用することはできず、第三者に商品又は役務に関して証明商標の使用を許可する際には、証明商標権者の署名を付した書面で行わなければならない（商標法第90条、第91条）。証明商標の例は以下のとおりである。

---

<sup>3</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/th/ip/pdf/th\\_mohou\\_202203.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/th_mohou_202203.pdf)

【例】



(ジャスミン米の保証)



(安全農業生産工程の保証)



(イスラム食品の保証)

## 団体商標

「団体商標」とは、同じグループの会社、企業、協会、社団、協同組合、連名、同盟、個人の集まり又は他の民間若しくは政府団体が使用する若しくは使用を意図する商標を意味する（商標法第4条）。団体商標も、商標として保護の対象となっており、原則として通常の商標と同様に登録することができる（商標法第94条）。団体商標の例は以下のとおりである。

【例】



(Siam セメントグループ)



(MiTR PHOLグループ)



(SANTIBURI グループ)



## イ. 出願手続<sup>4</sup>

### 出願人の要件

商標法には、商標権の出願人の要件は特段定められていないが、商標権の出願を行うためには、出願人又はその代理人がタイにおいて連絡のとれる事務所又は住所を有していなければならない(商標法第 10 条)。したがって、タイ国内に居住していない出願人は、出願に当たって、タイ国内の代理人を選任しなければならない。

代理人を選任する場合には、出願の際に委任状を提出する必要がある、外国法人又は外国人による委任状は、原則として、出願人の国の領事又は出願人の国の法律により署名認証権限を付与された公証人による公証が必要である(商標規則第 5 条)。また、委任状がタイ語以外の言語で作成されている場合にはタイ語の翻訳文に、翻訳者の認証を付して提出する必要がある(商標規則第 8 条)。

### 審査

提出書類の書式が正しいか、必要書類が揃っているかといった方式的な要件の他、指定商品又は役務記述の登録可否判断、識別性の判断、先行商標との類否判断が行われる。

### 拒絶理由通知

審査の結果、指定商品又は役務記述等に対する補正命令、権利不要求(ディスクレーマー)命令等が発出された場合、出願人は命令受領から 60 日以内に登録官へ応答する必要がある(延長不可)。期日内に応答しない場合、放棄とみなされる。

### 拒絶命令

審査の結果、識別性の不備、又は先行商標と同一若しくは類似するとして拒絶命令が発出された場合、出願人は拒絶命令受領から 60 日以内に商標委員会へ審判請求を行う必要がある(延長不可)。期日内に応答しない場合、放棄とみなされる。

### 早期審査制度

DIP は、2021 年より、商標登録出願の早期審査制度である「ファーストアクション・ファストトラック」制度を導入している。同制度では、以下の要件を満たす商標出願は、自動的に早期審査の対象となり、審査官は、出願日から 6 か月以内に最初の審査結果(ファーストアクション)を出願人に通知しなければならない。

---

<sup>4</sup> 参考：INPIT「タイにおける商標制度のまとめ－手続編」(2020 年 9 月 1 日)

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/19444/>

- ① 指定商品・役務の合計数が 50 以下であること
- ② DIP が指定する指定商品・役務を選択していること
- ③ 補正、譲渡又は使用による識別性の取得が請求されていないこと

#### **商標委員会への審判請求**

拒絶命令に不服があれば、商標委員会に審判請求をすることができる。拒絶命令の内容が解消された場合は審査に係属する。

#### **公告**

審査の結果、登録要件を満たすと判断された場合は公告される。第三者は、公告から 60 日以内に異議申立をすることができる。

#### **登録料支払命令**

異議申立期間中に第三者による異議申立が無ければ登録料支払命令が発出される。

出願人は命令受領から 60 日以内に登録料を支払う。支払わなかった場合、商標登録を放棄したとみなされる。

#### **商標登録証の発行**

登録料の支払により登録番号が付与され、商標登録証が発行される。

## 2. 事後の対抗策（知的財産権に基づく場合、知的財産権が取得できない場合など）

有効な権利の登録は事前対策として有効であるが、事後的な対策として模倣品被害の調査及び調査に基づく権利行使があり得る。それぞれについて以下のとおり解説する。

### (1) 模倣品の調査

模倣品被害の実態を確認するため、まずは模倣品の調査が必要になる。

調査には様々な方法があり得るが、例えば以下の方法がある。

調査名	詳細
試買調査	疑義産品を実際に購入して、模倣品か否かを調査する。
簡易調査	疑いのある侵害者について、実在の住所か、企業情報があるか等を初歩的に調査する。 例えば、卸売市場や商品を取り扱うスーパー、精肉店などで実際に商品があるかを調査する。 ※試買調査を含むこともある。
詳細調査	簡易調査のみでは、摘発現場や在庫保管場所が分からない場合に、摘発現場となる対象者の工場や製造現場、流通体制などの情報を得ることを目的として調査を行う。 公安等の捜査機関と連携して、調査を行う場合もある。
オンライン調査	東南アジアの大手ECサイトにおいて、キーワード等から模倣品があるかを調査する。

## (2) 知的財産権に基づく対策<sup>5</sup>

対象商品の模倣品販売者を特定できた場合であって、GI 又は登録商標を有する場合の一般的な対応策については、以下の選択肢が考えられる。なお、商標が未登録の場合であっても、当該商標の所有者の商品として商品を詐称した者に対して、パッシングオフ（詐称通用）に基づき、販売の停止や損害賠償を求めることは可能である（商標法第 46 条）。しかし、そのためには自社の商標がタイ国内での周知な商標として DIP によって告示されている必要があり、認められるハードルは高い。

- ①警告書送付
- ②民事訴訟
- ③刑事摘発
- ④税関差止め
- ⑤インターネット上の削除要請

権利行使手段の対比は下表のとおりである。もともと、事案によっては、必ずしも下表には当てはまらない場合もあることにご留意されたい。

救済手段	地理的表示	商標
警告書送付	任意の解決のためコストはかからず友好的解決を目指せるが、相手方が拒否した場合、民事や刑事を検討する必要がある。	
民事訴訟	差止/損害賠償請求可能である。判断基準は統一されていない可能性があり、裁判結果の予見可能性が低い。	差止/損害賠償請求可能である。時間とコストがかかる傾向にある。
刑事摘発	侵害者に対する抑止力が最も高いが、時間とコストがかかる。地理的表示に基づく刑事措置が取られることは少ない。	侵害者に対する抑止力が最も高いが、時間とコストがかかる。
税関差止め	(制度なし)	税関における差止めの対象となる。事前に対象となる商標を税関で登録する。
インターネット上の削除要請	ECプラットフォーム上は地理的表示に基づく削除要請の規定がないため、プラットフォーム側への個別の交渉を要する。	原則として、ECプラットフォームの権利保護プログラム経由で商標権に基づく削除要請が可能。

<sup>5</sup> 各権利行使手段の記載については、日本貿易振興機構バンコク事務所「タイ模倣対策マニュアル」（2022年3月）の記載を参考にしている。

それぞれの対策について、以下に詳述する。

なお、権利行使を行えば、相手方にて、業務妨害に当たるという反論や、権利者において商標を使用している実態がない場合は不使用取消審判を申し立てられる（商標法第 63 条）可能性があり得るので、権利行使には慎重に対応すべきである。

## ア. 警告書送付

任意の対抗措置として考えられる手段は、侵害者に対して警告書を送付し、自主的な模倣品販売の停止等を求めるものである。

権利者にとって比較的ハードルの低い権利行使手段であり、侵害者の悪質性が比較的低い場合や販売規模が小さい場合で、侵害行為の停止を目的としているときには活用を検討できる。もっとも、タイでは、侵害者が警告書の要請事項（侵害品破棄、損害賠償、再犯しない旨の誓約書の発行等）に応じないことも少なくはないため、効果がないことも相当程度ある。模倣品対策において、警告書送付を活用すべき場面としては、主に以下が考えられる。

- a 悪質性が低い小規模な侵害者（例：侵害開始の初期段階にある侵害者、侵害行為が軽微な侵害者等）に対する権利行使事案
- b 証拠収集が難しい等の事情により他の権利行使手段を利用できない事案
- c コスト等の事情により他の権利行使手段を講じたくない事案
- d 緊急性が高く直ちに対策を講じなければならない事案

なお、警告書送付が奏功せず、その他の権利行使手段を講じる場合、侵害者が警告書の要請にもかかわらず侵害行為を停止しなかったことは、侵害者の悪質性を証明する証拠の一つとなり、これをもって、その他の権利行使において、より侵害者を厳しく制裁する結果（例えば、民事訴訟で侵害者に対して高い損害賠償金の判決を下すなど）が得られる可能性がある。

## イ. 民事訴訟

権利者は侵害者に対して損害賠償等を請求するために、裁判所に民事訴訟を提起することができる。

タイでは、1997年に、知的財産権に関連する民事及び刑事裁判を専門に審理する中央知的財産国際貿易裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court 以下「CIPITC」という。）が設立され、知的財産権に関する民事裁判は CIPITC で審理される。

CIPITC における審理廷は、2名の法律知識を有する判事と1名の技術知識を有する判事補の3名で構成され、多数決によって判決が決定される（CIPITC 法第19条）。

損害賠償を求める場合、実際の損害を立証する必要がある。その際、原告は侵害者の売上に基づいて損害を立証することはできず、侵害により被った損害を立証しなければならない。判決まで通常約16カ月程度を要する。

## ウ. 刑事摘発

GI の不正使用と商標権の侵害については、刑事罰が規定されている。

GI の不正使用に対しては、地理的表示法第39条及び第40条により、20万バーツ未満の罰金が科される。

商標権侵害については、主に商標法第108条～第110条に規定があるが、模倣した他人の商標等を付した製品を、タイに輸入し、頒布し、頒布するために所持した場合は、2年以下の拘禁及び／又は20万バーツ以下の罰金が科せられる。

具体的には、警察に対して相手方の刑事摘発を申し出る方法を取ることになる。しかし、警察の傾向として、重大事件、組織的事件など刑事事件として扱うのに合理的といえる事件のみを受理することがあり、そのような規模の案件であるかについて検討が必要である。

なお、DIP 内には、知的財産権侵害を受けた被害者からの申立を受領する権限を有する知的財産権侵害対策局（Anti-Intellectual Property Infringement Office）が存在し、模倣品を始めとした知的財産権侵害を受けた場合、被害者は、知的財産権侵害対策局に対しても捜査及び捜索・差押えの申立を行うことができる。知的財産権侵害対策局自体には捜査権限はなく、そのための人員も有していないため、実際の捜査活動は警察が行うこととなる。したがって、知的財産権侵害対策局を通じて捜査を求めることは必須ではないものの、知的財産権に関する高度な知識・判断が求められる事案の場合には、当初から DIP に関与してもらうことで円滑な捜査の実施が期待できる場合がある。

## エ. 税関差止め

商標権の場合、権利者が、侵害対象となり得る商標権及び著作権を事前に税関に登録することにより、模倣品の差し止めを促す方法がある<sup>6</sup>。

2022年8月4日に商標権侵害品及び著作権侵害品の輸出入及び通過に関する税関通達が発行され、これまで税関登録は DIP に対して行われていたところ、税関に直接連絡することとなった<sup>7</sup>。具体的な手続きは以下のとおりである。

- ①税関職員が、国境において、税関登録された商標又は著作物に関する疑義品が含まれている貨物を発見した場合、当該物品を一時的に差し止めた上で、税関登録された権利者又は代理人に電話又は文書で連絡する。
- ②連絡を受けた権利者又は代理人は、税関からの連絡後 24 時間以内に税関に出頭し、当該物品の検査を行い、当該物品が模倣品であるかを検討した上で、模倣品であると判断した場合には、当該物品の没収を申請しなければならない。
- ③権利者又は代理人から没収の申請があった場合、税関は申請内容を確認し、模倣品であることが明確である場合には、当該物品を没収する命令を下す。税関では模倣品か否かを判断できない場合には、税関は、DIP に対して意見を求めることができる。税関が、当該物品が模倣品でないと判断した場合又は模倣品であると断定できない場合には、当該物品の差し止めを解除し、物品を開放する。

## オ. インターネット上の削除要請

大手の電子商取引サイト（EC サイト）などにおいては、効率的に権利を保護する特別のプログラムを設けていることも少なくない。それらのサイトについては、サイト側の用意した手順に従って削除要請などを行った方が迅速に削除されることが多く、基本的には当該手順に従って対応することが得策である。

以下では、タイにおいても利用度が高い大手 EC サイトである Shopee と Lazada を例にとって、具体的な削除要請の手順について説明する。

---

<sup>6</sup> 税関は、権利者による商標の登録がなくとも、その裁量によって自発的に疑義品の検査等を行うことができる（Export and Import of Goods Act B.E. 2522 (1979) 第 16 条及び第 17 条）。もっとも、税関職員が知的財産権を侵害している模倣品であるか否かを判断するのは容易ではないことから、かかる職権による差し止めはあまり機能していない。

<sup>7</sup> <https://thaiipr.customs.go.th/ipr-app/#/login>

## (ア) Shopee

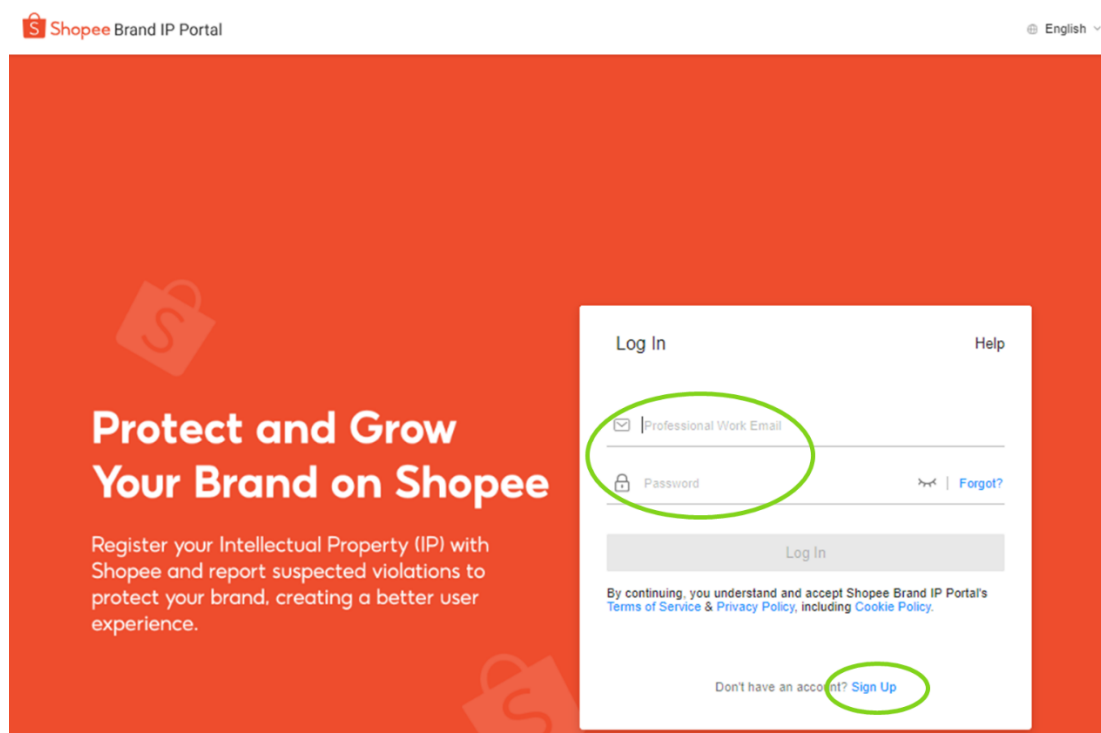
Shopee<sup>8</sup>では、「Shopee Brand IP Portal」<sup>9</sup>という知的財産権に基づく削除要請の専用プラットフォームを設けており、それを通じて、全ての Shopee 運営国のサイトにおける知的財産権侵害商品リンクの削除要請を行うことができる。以下では、「Shopee Brand IP Portal」における商標権侵害の商品リンクの削除要請方法を紹介する<sup>10</sup>。

### a. 削除要請手続き及び必要資料

#### 【Step1】アカウント登録する

登録ページ：<https://brandipp.shopee.com/>

既にアカウントを保有している場合は、メールアドレスとパスワードを入力してログインすることができる。初めての場合は、画面下部の「Sign Up」をクリックして、アカウント登録画面に進みアカウント登録を行う。以下では、新規アカウント登録の手順を説明する。



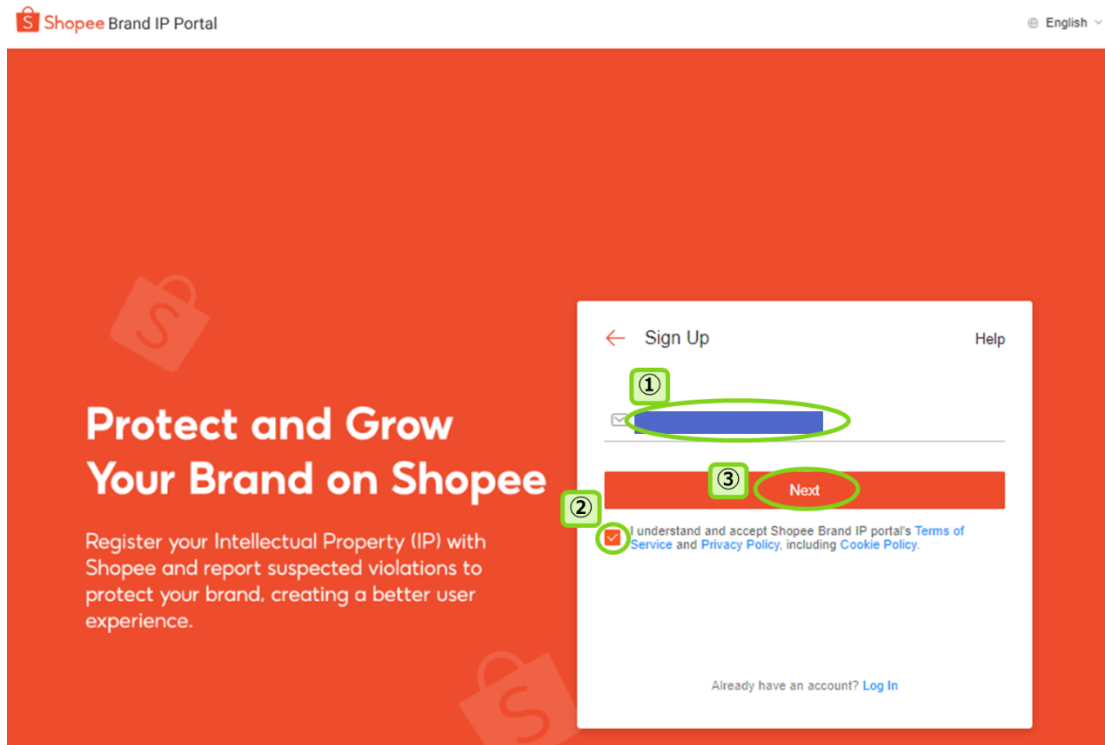
<sup>8</sup> <https://shopee.com/>

<sup>9</sup> <https://brandipp.shopee.com/>

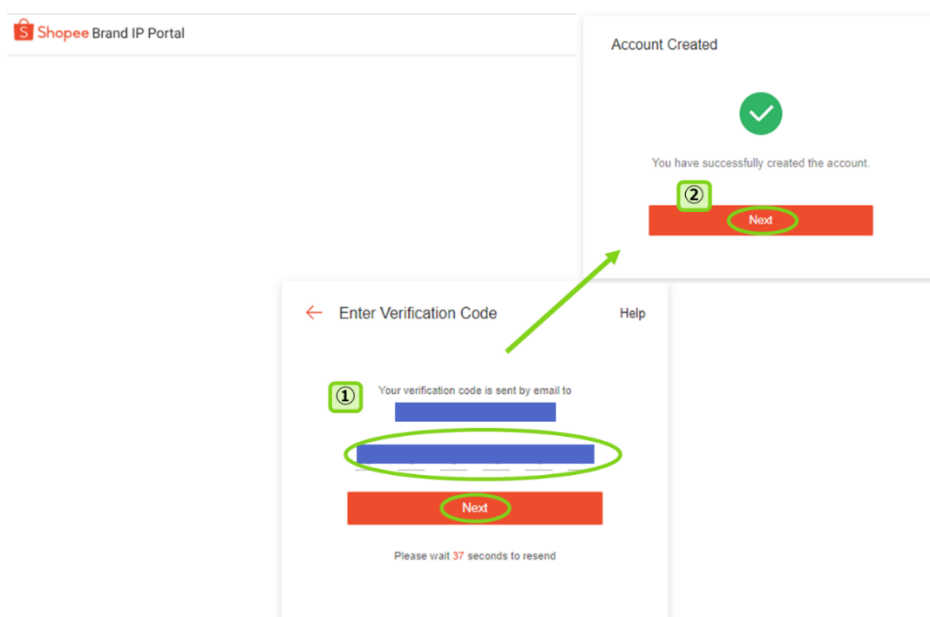
<sup>10</sup> 現時点で、「Shopee Brand IP Portal」では、GI に基づくリンク削除要請の窓口は設けられていない。他方、メールなどによる個別対応は考えられる。



削除要請用のメールアドレスを入力して、利用規約に同意する旨のチェック欄にチェックを入れて、「Next」をクリックする。



6桁の数字の認証コードが記載されたメールが記入したメールアドレスに送信される。次の画面では、送信された認証コードを入力して「Next」をクリックすると、アカウント登録が完了して「ユーザー情報登録」画面へ進める。



## 【Step2】 アカウントのユーザー情報を登録する

※ ユーザー情報の登録は初回の削除要請時にのみ行う。

「ユーザー情報登録」画面で、所定の情報を記入して、「Submit Application」をクリックしてユーザー情報登録の申請を提出する。

The screenshot shows the 'Join our Brand IP Portal' registration form. At the top, it says 'Get Started with Shopee's Brand IP Portal'. The form includes the following fields and options:

- User Type:** Three radio buttons are present: 'Brand Owner/Rights Holder' (unselected), 'Authorized Agent/Law Firm' (selected), and 'Brand Owner/Rights Holder' (unselected). Below these are the labels: 'ユーザータイプ ※', 'ブランド所有者/権利者', and '授権代理人/法律事務所'.
- Company Name or Shopee Mall Shope N...:** A text input field with '45/100' characters. Below it is the label '企業名又はShopee店舗名'. A note below the field reads: 'Enter the exact name of your registered company or Shopee Mall shop. Please do NOT enter the Brand(s) that you are representing.'
- Name of Representative:** A text input field with '10/50' characters. Below it is the label '代理人名称'.
- Phone Number:** A text input field with a dropdown arrow. Below it is the label '電話番号'.
- Agreement:** A checked checkbox with the text 'have read and agree with Terms & Conditions'.
- Buttons:** '一時保存' (Save) and '申請提出' (Submit Application) buttons are located at the bottom right.

※ ユーザータイプについて、ここでは、例として「授権代理人/法律事務所」を選択している。

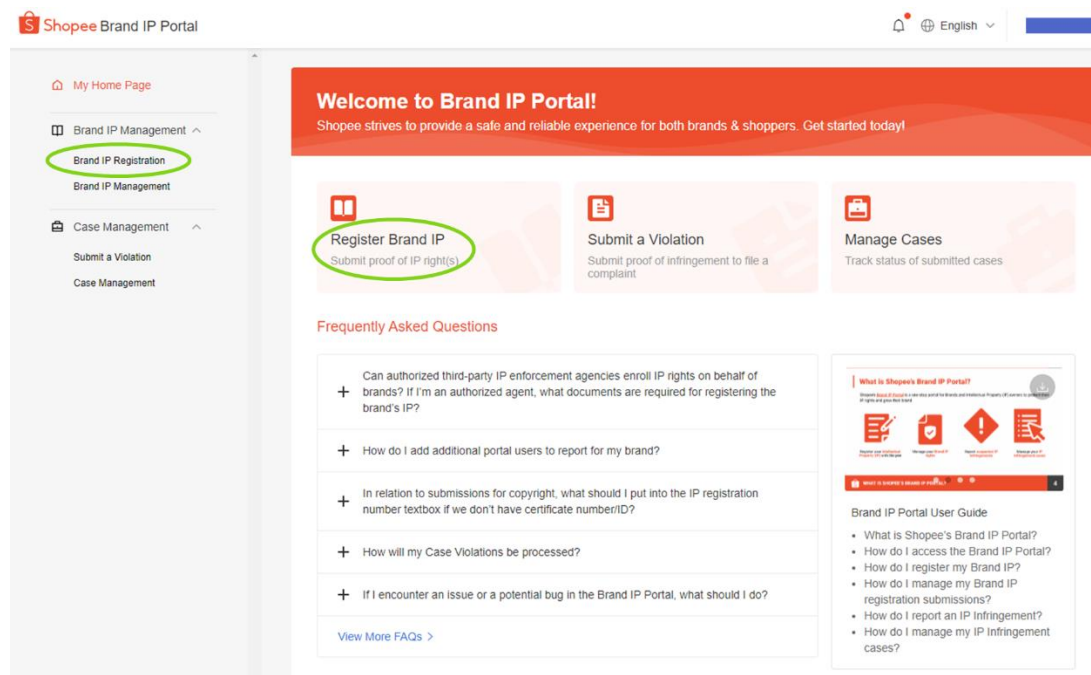
The screenshot shows the confirmation page after registration. At the top, it says 'Get Started with Shopee's Brand IP Portal'. The main content includes:

- A green box with a white exclamation mark icon containing the text: 「ユーザー情報登録の申請提出完了」のページが表示され、Shopeeの審査結果を待つ。
- A yellow circle with a white exclamation mark icon.
- The text: 'Thank You for Your Interest!'.
- A smaller text: 'Your interest has been recorded. You may be notified when Brand IP Portal is available in the future. Please submit your issue via Help Center.'
- A red button labeled 'Help Center' with a dropdown arrow.

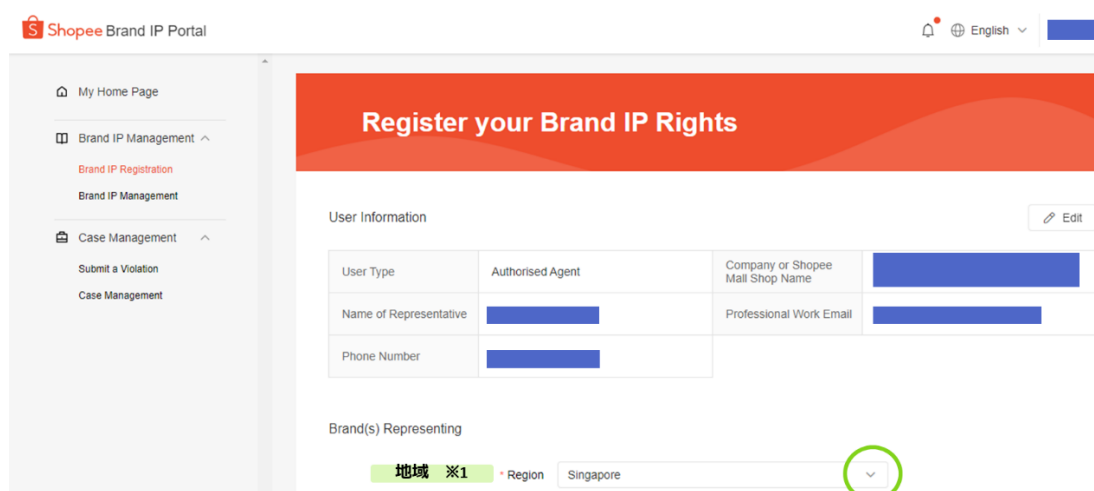
### 【Step3】 知的財産権を登録する

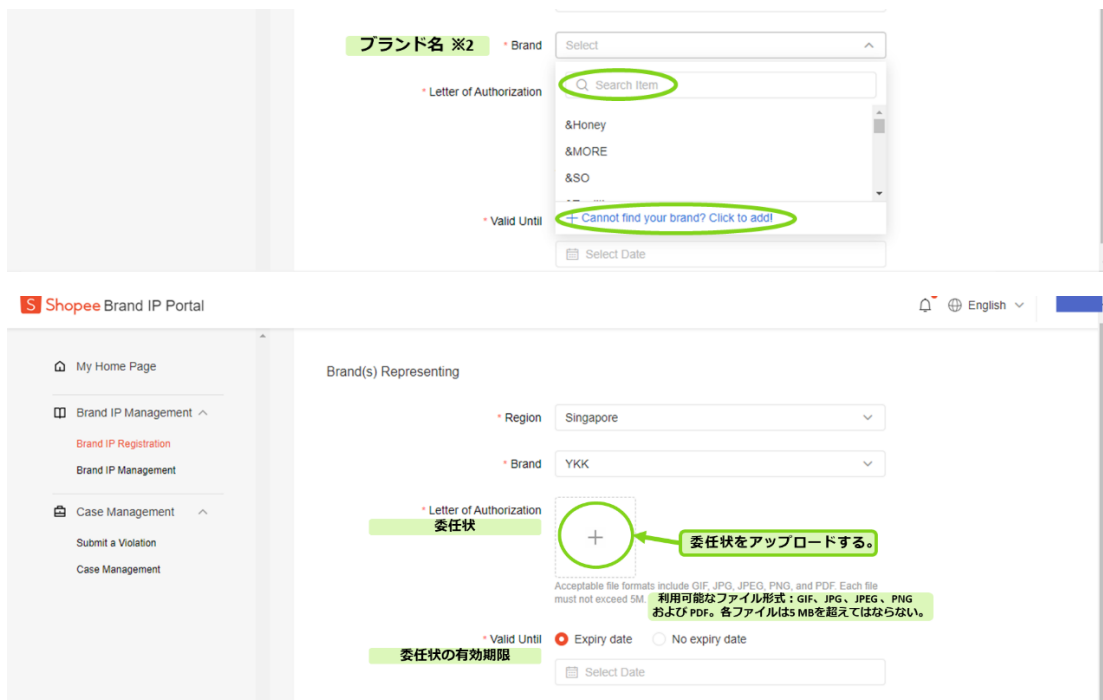
※ 同一権利の場合、知的財産権登録は初回の削除要請時にのみ行う。

3-1 ポータルページで「Brand IP Registration」又は「Register Brand IP」をクリックして、「知的財産権登録」の画面に入る。



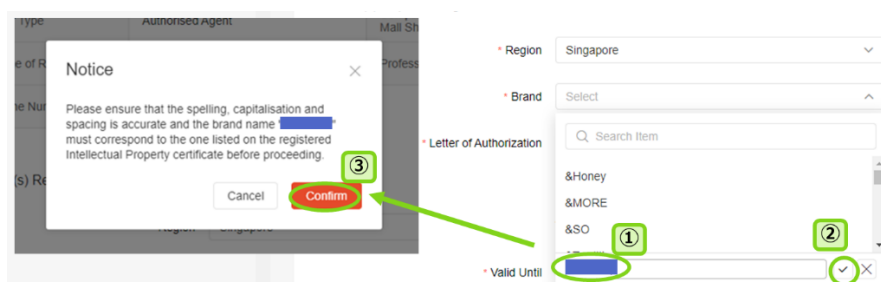
3-2 知的財産権の登録地域、ブランド名及び委任状（代理人の場合）に関する情報を入力する。





※1 地域について、プルダウンメニューにおける Shopee 運営国のリストから、対象知的財産権の登録国を選択する。

※2 ブランド名について、まず、「Search Item」でブランド名を英語で入力し、もし Shopee のデータベースに当該ブランド名のデータがあれば、プルダウンメニューから表示される当該ブランド名を選択する。ブランド名がない場合は、画面下部の「+ Cannot find your brand? Click to add!」をクリックして、下図の手順に従って、ブランドを新規追加することができる。



### 3-3 知的財産権の基本情報を記入する

下図のとおり、主張する知的財産権に関する基本情報を記入し、登録証やその他の資料をアップロードして、最後に「Submit」をクリックして権利登録を完了する。

Shopee Brand IP Portal

Brand IP Information to be Submitted

\* Type of IP

知的財産権のタイプ

商標 (Selected) Copyright Industrial Design (Industrial Design) Patent

\* IP Registration No.

知的財産権登録番号

Input

\* Local Trademark Registration Certificate

知的財産権登録証

+

知的財産権登録証をアップロードする。

Only one copyright certificate can be submitted at a time; if you have more than one certificate, please submit them individually. Please upload a full set of colored scan copies of the original copyright certificate; if it is a photocopy in black and white, please have it sealed by the registrant, and provide a digital color photo of the sealed copy.

Acceptable file formats include GIF, JPG, JPEG, PNG, and PDF. Each file must not exceed 5M.

Additional Supporting Documents

追加補足資料

+

追加補足資料をアップロードする。

Optional supporting documentation such as pictorial guidance providing further details of the trademark and how it is applied or price list of product SKUs.

\* Expiry date

権利有効期限

Select Date

一時保存 提出

Save Submit

## 【Step4】 削除要請を提出する

4-1 ポータルの画面で「Submit a Violation」をクリックして、「削除要請提出」の画面に入る。

The screenshot shows the Shopee Brand IP Portal interface. On the left is a navigation sidebar with the following items: My Home Page, Brand IP Management (with a sub-menu for Brand IP Registration and Brand IP Management), and Case Management (with a sub-menu for Submit a Violation and Case Management). The 'Submit a Violation' item is circled in green. The main content area features a red header with the text 'Welcome to Brand IP Portal!' and 'Shopee strives to provide a safe and reliable experience for both brands & shoppers. Get started today!'. Below the header are three main action cards: 'Register Brand IP' (Submit proof of IP right(s)), 'Submit a Violation' (Submit proof of infringement to file a complaint), and 'Manage Cases' (Track status of submitted cases). The 'Submit a Violation' card is also circled in green. Below these cards is a 'Frequently Asked Questions' section with five expandable questions and a 'View More FAQs >' link. On the right side, there is a 'Brand IP Portal User Guide' section with a list of topics: 'What is Shopee's Brand IP Portal?', 'How do I access the Brand IP Portal?', 'How do I register my Brand IP?', 'How do I manage my Brand IP registration submissions?', 'How do I report an IP Infringement?', and 'How do I manage my IP Infringement cases?'.

4-2 下図のとおり、所定の情報を記入し、侵害を証明する資料等をアップロードして、最後に「Submit」をクリックして削除要請の提出を完了する。

**Submit a Violation**

\* Region  
地域

\* Brand  
ブランド

\* Type of IP  
知的財産権のタイプ

\* IP Registration No.  
知的財産権の登録番号

Contact Person's Email  
連絡先のメールアドレス

\* Listing Infringements  
権利侵害リンクのリスト

Upload **200件以下の侵害リンクが記載されたエクセル(.xlsx)ファイルをアップロードする。テンプレートをダウンロードする。**  
Please upload an Excel (.xlsx) template file with no more than 200 listing infringement links. [Download Template](#)

\* Grounds of Complaint  
申立の理由 ※1

Description

Additional Proof of Infringement  
追加侵害証明資料 ※2

Acceptable file formats include JPG, JPEG, PNG, GIF, or PDF. Each file must not exceed 5M. Up to 10 files. For copyright infringement, please provide the official links which include original copyrighted images.

For cases involving Taiwan, please provide a valid identification document to prove your identity due to Taiwan's IPR Take-down Policy and Taiwan's Fair-Trade Act. If it is a company, please provide the business registration certificate. If it is an individual, please provide a personal ID or passport. Please ensure that the name on the identification document matches the name of the rights owner; the reporter's should match the name of the brand owner or agent on the POA for authorised agent.

一時保存 Save 提出 Submit

※1 申立の理由に関する記入例（商標権の場合）は以下のとおりである。

(英文)

As shown in the evidence uploaded by the applicant, the product listed by the respondent uses a mark identical or similar to the applicant's trademark. However, the product of the respondent is a counterfeit product without acquiring a license for the related trademark from the applicant. The act of the respondent to sell such a counterfeit product is infringing the trademark right of the applicant. To protect the legitimate rights of the applicant, the applicant hereby requests that the link to the counterfeit product should be removed.

(和訳)

申立人がアップロードした証拠に示されたように、申立対象の商品は、申立人の商標権と同一又は類似のマークを使用している。しかしながら、申立人から商標の使用許諾を

得ていない模倣品である。被申立人が当該模倣品を販売する行為は、申立人の 商標  
権を侵害しているものである。

したがって、申立人の適法な権利を保護するため、申立対象の模倣品の販売リンクを削  
除するよう要請する。

※2 侵害を証明する資料等に関する注意事項の和訳抜粋は以下のとおりである。

利用可能なファイル形式は、JPG、JPEG、PNG、GIF 又は pdf です。各ファイルは 5MB  
を超えないでください。最大 10 ファイルまでアップロード可能です。著作権侵害の場合  
は、著作権保護の画像を含むオリジナルの公式リンクを提供してください。



## 【Step5】 申立結果の確認

### 5-1 受理

申立人が知的財産権侵害に基づく削除要請申立てを提出すると、Shopee は当該削除要請申立ての有効性や必要な情報が含まれているかを審査する。必要な情報が不足している場合やさらに詳しい情報が必要な場合、Shopee から申立てに関する追加情報を求められることがある。

### 5-2 削除

Shopee は削除要請申立内容を審査し、侵害行為があると判断した場合、Shopee のポリシーに基づき、まず、対象リンクをブロックする。被申立人は 5 営業日以内に、ブロックされた商品リンクを取り下げる必要がある。さもなければ、当該リンクは削除され、Shopee のポリシーないし運営国の法律による罰則を受けることになる。

### 5-3 異議

被申立人が非侵害と主張する場合、メール<sup>11</sup>で [help@support.shopee.sg](mailto:help@support.shopee.sg) 宛てに異議通知を送ることができる。Shopee は異議通知を審査し、対象リンクを回復するか否かを決定する。

## b. 所要期間

Shopee では、Step2 のユーザー情報登録及び Step 3 の知的財産権登録の審査を通過してはじめて、Step 4 に進むことができる。通常、Step2 のユーザー情報登録の審査及び Step 3 の知的財産権登録の審査には、それぞれ約 3～5 営業日がかかる。また、Step 4 の削除要請の提出から Step 5 の削除までは一般的に 1 週間程度を要する。

---

<sup>11</sup> 参考：<https://seller.shopee.sg/edu/courseDetail/899?lessonId=3106>

## (イ) LAZADA(タイ)

LAZADA(タイ)<sup>12</sup>では、商標権侵害<sup>13</sup>に基づく商品リンクの削除要請を行うには、① Alibaba International IPP Platform (アリババ国際知的財産権保護プラットフォーム、以下「IPP プラットフォーム」という。)による削除要請と、②Lazada's IP Infringement Online Form (LAZADA の知的財産権侵害オンラインフォーム、以下「YiDA オンラインフォーム」という。) という 2 つのプラットフォームがある。それぞれの特徴と適用対象は以下のとおりである。

①IPP プラットフォームは、主に定期的な削除要請を行う必要がある場合や削除要請の対象リンクが多い場合に適している。IPP プラットフォームを利用するには、アカウント登録及び事前の権利登録が必要であるが、リンク削除要請の記録は自動的に保存されるので、削除実績の集計や管理ができる。また、IPP プラットフォームは、LAZADA だけでなく、AliExpress、alibaba.com、Taobao、Tmall、1688.com<sup>14</sup>などアリババグループの他の EC サイトにも対応できる。

②YiDA オンラインフォームは、特に単発の削除要請や削除要請の対象リンクが少ない場合に向いている。YiDA オンラインフォームを利用するには、アカウント登録や事前の権利登録は不要であるが、リンク削除要請の記録は保存されない。なお、本報告書執筆時点では、YiDA オンラインフォームは、LAZADA しか対応していない。

以下では、この二つのプラットフォームによる削除要請の方法を紹介する。

---

<sup>12</sup> <https://www.lazada.co.th/>

<sup>13</sup> 本報告書執筆時点で、一般商標または団体商標/証明商標として登録された名称については、LAZADA でリンク削除要請が可能である。他方、GI に基づくリンク削除要請に関しては、プラットフォーム内で明確な言及はないが、LAZADA に個別に相談して法的保護を求めることは可能と考えられる。このような具体的な実務対応については、弁護士などの専門家に相談することを推奨する。

<sup>14</sup> AliExpress (<https://www.aliexpress.com/>)、alibaba.com (<https://www.alibaba.com/>)、Taobao (<https://www.taobao.com/>)、Tmall (<https://www.tmall.com/>)、1688.com (<https://www.1688.com/>)

## ①IPP プラットフォーム

### a. 削除要請手続及び必要資料

#### 【Step1】アカウント登録する

URL : <https://ipp.aidcgroup.net/index.htm#/ippHome/>



Alibaba International | IP Protection Platform | [Home](#) | [Instructions](#) | [FAQ](#) | English | [Sign In](#)

# Make It Easy to Protect Your IP Rights

Alibaba International Digital Commerce Group IP Protection Platform (IPP) is a web-based IP infringement claims processing system, which provides an efficient and transparent online channel for you to monitor and manage your enforcement activities.

[SUBMIT REQUEST](#)

**メールアドレス** Enter email address

**認証コード** Enter email verification code [Send verification code](#)

**パスワード** Enter a password

I agree to the IPP User Agreement and IPP Privacy Policy.

[Register](#)

[Alibaba Account Login](#)

「Send verification code」をクリックして、6桁の数字の認証コードが含まれたメールが上記メールアドレスに送信される。そのコードを左側に入力する。

利用規約に同意する旨を示すチェックを入れ、「Register」をクリックして、アカウント登録を完了する。

## 【Step2】ユーザー情報を登録する

※ 初めて削除要請を行う場合のみ、アカウント保有者のユーザー情報を登録してアカウントを有効化する必要がある。

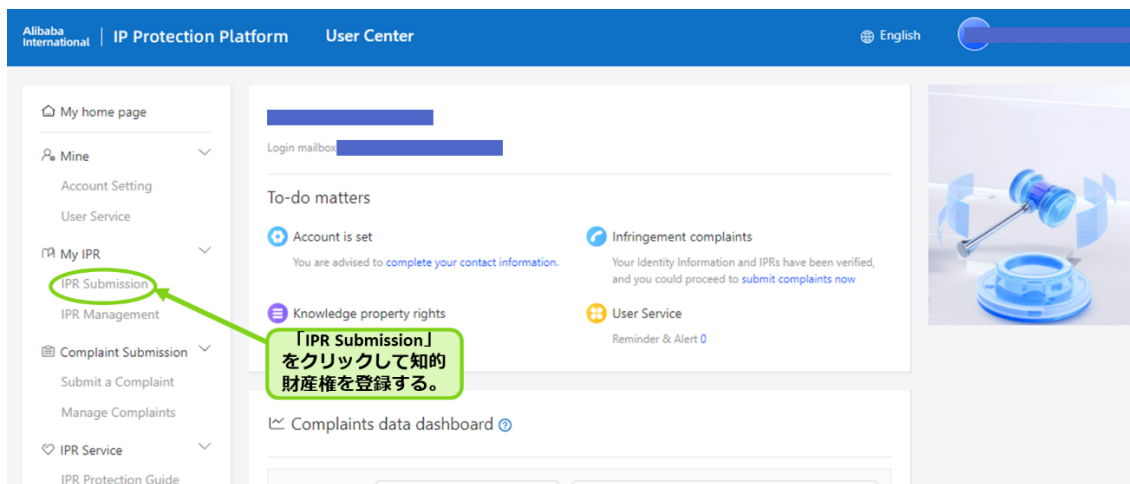
※1 国／地域について、プルダウンメニューから選択可能。

※2 ビジネスライセンスについて、日本企業の場合、登記事項証明書及びその概要の英語訳を提出する。

### 【Step3】 知的財産権を登録する

※ 同一権利の場合、知的財産権登録は初回の削除要請時にのみ行う。

#### 3-1 「IPR Submission」を選択する



#### 3-2 知的財産権の種類及び登録地情報を入力する



※1 対象の表示について、タイで一般商標又は団体商標/証明商標として登録された場合は、「商標権」を選択する。

※2 プルダウンメニューから複数の国を選択することができる。ここでは、タイを選択している。

### 3-3 主張する権利の基本情報を記入する

Alibaba International | IP Protection Platform User Center English

My Page  
Mine  
Account Setting  
User Service  
My IPR  
IPR Submission  
IPR Management  
Complaint Submission  
Submit a Complaint  
Manage Complaints  
IPR Service  
IPR Protection Guide

#### Submit IPR Information

IPR Type and Location of Registration  
Trademark basic information

Please upload trademark certificate  
**Upload** 商標登録証をアップロードする  
Check the illustration サンプルをチェックする

Only one trademark can be submitted at a time; if you have more than one trademark, please submit them individually. Please upload a full set of digital color photos or colored scan copies of the original trademark certificate. If the trademark certificate has separate page(s) for trademark class(es), please provide it/them together; if it is a photocopy in black and white, please have it sealed by the registrant, and provide a digital color photo of the sealed copy. Acceptable file formats include GIF, JPG, JPEG, PNG, BMP, PDF and TSA. Each file must not exceed 5M. The attachment(s) will be disclosed to the reported sellers and Alibaba International, and Alibaba International may disclose the attachment(s) based on the relevant clauses in the User Agreement.

Trademark certificate page(s) for trademark class(es)  
**Upload** 商標登録証の区分頁をアップロードする  
Check the illustration 商標登録証に単独の区分頁が含まれた場合は、その区分頁をここにアップロードしてください。

If the trademark certificate has separate page(s) for trademark class(es), please provide it/them here  
**下書き保存** 次へ  
Save Draft Next

Please make sure that the information below correspond with your trademark certificate. If doesn't, please make it correct.  
以下の情報は商標登録証の情報と一致しているかを確認してください。もし一致しなければ、修正してください。

**商標名称** \* Name of the trademark you submitted

**カスタマイズ名称 ※1** User customized IPR name ⓘ

**商標登録番号** \* Registration number of the trademark you submitted ⓘ

**商標権者** \* Registrant of the trademark you submitted

**商標権の有効期限** \* Expiration date of the trademark you submitted  
Select date

**商標の区分 (指定商品/役務)** \* Class of goods/ service of trademarks you submitted

**所属のブランド名 ※2** \* Brand related to the trademark you submitted (If your brand information is not listed here, please choose "其他/other")  
Please input  もしブランド情報がここに載っていない場合は、「その他/other」を選択してください。

**下書き保存** 次へ  
Save Draft Next

※1 カスタマイズ名称について、以下のように規定されている。

「ご自身の命名規則に沿って、当該知的財産の名称をカスタマイズして編集することができます」。実務上、商標の略語又はその他社内呼称などを記載することが多い。

※2 ここに貴社のブランド名（英語表記で）を入力する。もしアリババのデータベースに当該ブランド名のデータがあれば、プルダウンメニューから表示される当該ブランド名を選択する。該当するブランド名がなければ、上記説明文のとおり、プルダウンメニュー

から表示される「その他/Other」を選択する。なお、これは必須項目ではあるが、たとえ「その他/Other」を入力したとしても、後続の権利行使に実質的な影響はないと思われる。

The screenshot shows a web form for trademark registration. On the left is a navigation menu with categories like 'My IPR', 'IPR Submission', 'Complaint Submission', 'IPR Service', and 'IPR Protection Guide'. The main content area is titled 'Additional information of trademark' and contains several questions with radio button options for 'No' and 'Yes'. The questions are: 1) Whether the trademark has been renewed; 2) Whether it has been assigned before; 3) Whether it has been altered before. Below these are two numbered instructions: ① regarding changes to registrant information and ② regarding document uploads. At the bottom are 'Save Draft' and 'Next' buttons. A green box highlights the instructions, and a green arrow points from this box to a larger green box containing a detailed Japanese explanation of the instructions.

Additional information of trademark

• Whether the trademark you submitted has been renewed?  
 No  Yes

When the trademark registration expires, have you applied for renewal with the Trademark Office to extend the trademark protection period?

• Whether the trademark you submitted has been assigned before?  
 No  Yes

Whether the trademark has been assigned before, and if the assignment has been completed?

• Whether the trademark you submitted has been altered before?  
 No  Yes

① Whether the registrant's name, address or other registered contents have been changed after the trademark registration? If any change occurs, please apply for corresponding change of trademark information with the Trademark Office.

② Please upload a full set of digital color photos or colored scan copies of the original document. If it is a photocopy in black and white, please have it sealed by the registrant, and provide a digital color photo of the sealed copy.

下書き保存  次へ

① 商標登録後に、権利者の氏名、住所又はその他の登録内容が変更されているか。もし変更があった場合は、商標局に商標登録情報の変更を申請してください。  
② 原本のデジタルカラー写真又はカラーレスキャンコピーを提出してください。書類はモノクロである場合は、権利者に捺印してもらい、捺印されたもののデジタルカラーコピーを提出してください。



### 3-4 知的財産権授権情報を記入する

※ 削除要請を代理人に委任する場合のみ、授権期間や授権証等の知的財産権の授権に関する情報を記入する必要がある。

IPR Submission

**権利行使の委任状又はその他の授権証明** ▾ Power of Attorney or other proof of authorization for IPR Enforcement

Complaint Submission ▾  
Submit a Complaint

**権利者の身分証明資料をアップロードする**

IPR Service ▾  
IPR Protection Guide

**権利者の身分証明資料の番号を記入する**

**授権期限を入力（選択）する**

**授権証フォーマットをダウンロードする**

**授権証をアップロードする**

IP Right Holder: [Redacted]

\* Please upload the identification document of [Redacted] i.e. the front and back pages of the ID card, personal information page of passport, or enterprise business license.

Upload

\* Please input the ID number, passport number, or enterprise business license number of [Redacted] ⓘ

[Input Field]

\* Please select the expiration date of authorization. ⓘ

Select date [Calendar Icon]  Forever

An authorization letter on intellectual property right enforcement is generated according to the information you have filled out. Please following two steps:

First step: download template:

Download

Please download and review the authorization letter. If the information is correct, please have it signed (in case the IPR owner is an individual), or sealed (in case it the IPR owner is an enterprise) by [Redacted] and upload the same. If the IPR owner is not available to sign or seal immediately, you may click the "Save draft" bottom below, and upload it later when it is signed or sealed.

\* Second step: Please upload a digital photo of the authorization letter signed (in case it is an individual), or sealed (in case it is an enterprise) by [Redacted]

Upload

Please make sure that your authorization letter has been signed (in case it is an individual), or sealed (in case it is an enterprise) by [Redacted]

If you employ your own template for authorization letter, please make sure it specifies that [Redacted] authorizes [Redacted] to enforce intellectual property rights on its behalf. Authorization only on business operation or sales cannot be accepted for the purpose of IPR enforcement.

**下書き保存** **提出する**

Save Draft Submit for verification

## 【Step4】削除要請を提出する

Alibaba International | IP Protection Platform | User Center | English

Note

Since your identity and intellectual property right documents have already been submitted via the Intellectual Property Protection Platform, you may submit intellectual property right infringement complaint via the corresponding Complaint Handling System after you are linked up to that Complaint Handling System.

Not all of our platforms are subject to the same jurisdiction and our intellectual property protection policies vary from platform-to-platform. Please carefully read and understand our intellectual property protection policies on our platforms and submit complaint via the corresponding Complaint Handling System.

① 「削除要請」をクリックする。

② 対象サイト (Lazada) を選択する。

Select complaint website

Alibaba.com  
Global trade starts here.™

AliExpress  
Smarter Shopping. Better Living!

Lazada

Alibaba International | IP Protection Platform | English | Home page

User Center > Submit a Complaint > Complaint On Alibaba IPP Platform

Lazada Basic Complaint Information

Complaint Submission Flow

対象国を選択する ※1

知的財産権の種類

知的財産権

Please note that trademark requests against lazada.co.th require intellectual property right

Select a Site Thailand

IPR Type Trademark

IPR

申立のタイプ

Product listing

展示商品

申立の理由 ※2

Reason Counterfeit

Supplement infringement reason(s)

Counterfeit

Content Infringement

Reason Counterfeit

Reason Content Infringement

① 模倣品

② コンテンツの侵害

① 模倣品：登録商標は、商標権者によって製造された商品ではないもの、またはその許諾を得て製造された商品ではないものに付している。

② コンテンツの侵害：登録商標は、商標権者によって製造された商品ではない異なる/類似の商品の宣伝または説明に使用され、潜在的な購入者に混乱を引き起こしている。

Registered trademark is labeled on a product that was not manufactured or authorized to manufacture by the trademark owner.

Registered trademark is used to promote or describe a different / similar product that is not manufactured or authorized to manufacture by the trademark owner, and caused confusion to potential buyers.

**侵害主張の補足理由 ※3** • Supplement Note: You can supplement infringement reason(s).

**侵害主張の証明資料 ※4** Document proof of infringement + Add your files (acceptable formats include zip/rar/jpg/jpeg/png/bmp/pdf/doc/docx. Each file must not exceed 5MB. No more than 4 documents are allowed.)

**削除要請の対象URLを記入する** • Infringing listings Each listing must be separated by a new line, no more than 300 listings are allowed

**各リンクは改行で区切る必要があり、最大300件リンクまで入力できます。**

Verify listing(s) [View acceptable listing formats](#) **提出する** Submit

- ※1 「対象国」について、対象リンクの販売国を選択する。ここではタイを選択している。
- ※2 「申立の理由」について、プルダウンメニューから「模倣品」又は「コンテンツの侵害」という2つの選択肢から該当する項目を選ぶ。
- ※3 「侵害主張の補足理由」については、(ア)Shopee の Step4 の申告文を参照されたい。
- ※4 「侵害主張の証明資料」をアップロードする。

## 【Step5】 申立結果の確認

### 5-1 受理

申立人が知的財産権侵害に基づく削除要請申立てを提出すると、IPP プラットフォームは当該削除要請申立ての有効性や必要な情報が含まれているかを審査する。必要な情報が不足している場合やさらに詳しい情報が必要な場合、IPP プラットフォームからメール等で申立てに関する追加情報を求められることがある。

### 5-2 削除

IPP プラットフォームは削除要請申立内容を審査し、侵害行為が実在すると判断した場合、対象リンクを削除し、被申立人に対し、申立人の情報（申立人の名称、メールアドレス等）及び異議通知の提出方法を通知する。

### 5-3 異議

被申立人が非侵害と主張する場合、IPP プラットフォームに異議通知を送る。IPP プラットフォームは異議通知を申立人に転送し、その意見を聴取する。IPP プラットフォームは申立人と被申立人の意見を審査した上、対象リンクを回復するか否かを決定し、その結果を両当事者に通知する。

## b. 所要期間

Step 3 で提出された知的財産権登録の審査を通過してはじめて、Step 4 に進むことができる。通常、知的財産権登録は1週間程度、さらに Step 4 の削除要請申立ての提出から Step 5 の削除までは数日間～1週間程度を要する。また、対象リンクの削除後、被申立人の反論とこれに対する IPP プラットフォームの対応により、さらに数日～2週間程度を要することもある。

## ②YiDA オンラインフォーム

### a. 削除要請手続及び必要資料

#### 【Step1】専用のオンラインフォームにアクセスする

URL : <https://yida.alibaba-inc.com/o/LazadaTrustOnlineForm#/>

宜搭 YiDA | Lazada

Lazada's IP Infringement Online Form

### Submitting Intellectual Property Rights (IPR) Infringement Notices to Lazada

This online form is intended for rights holders who have not registered or set up accounts on the IPP Platform but wish to notify Lazada about infringement of their IPR and request for removal of a small number of listings occasionally.

If you plan to submit notices of infringement regularly or have a relatively large number of listings to report, please register and set up an account on the IPP Platform. [\(IPP Platform\)](#)

Once you have created an account, you may file notices of infringements on the IPP Platform. Please refer to the IPP User Guide link below for step-by-step instructions on how to file notices of IPR infringements via the IPP Platform. [\(IPP User Guide\)](#)

Submissions of notices via the IPP Platform will allow you to save information about your IP rights for future use and track the status of notices and counter-notices online. In addition, reporting through the IPP Platform will generally lead to significantly faster response times. Whilst we also accept IP infringement notifications submitted by email and mail, the faster and simpler way is to submit your notice through the IPP Platform or this online submission. [\(Lazada Contact Information\)](#)

Please note that we are only able to accept and process your notice in the English language. If any of the documents submitted by you is not in the English language, please provide an accompanying English translation for that document.

We recommend that you access this online submission form using a computer.

Important Note: The continuous submission of inaccurate or fake notices could lead to the removal of your submission privileges.

**If you are an IPP Platform registered user, please login to your IPP account via the link below** [\(IPP Platform\)](#)

【Step2】 所定の必要情報を入力し、削除要請申立てを行う

## 2-1 申立人の身分情報を入力する

**Identity Information** 申立人の身分情報

My Relationship to the IPR Owner 権利者との関係 ※ここでは「権利者」を選択している。

IPR Owner 権利者  Authorized Agent 授権代理人

Full Name フルネーム (個人、企業又は組織)  
Name of the individual, enterprise or organization

Contact Email メールアドレス  
johnsmith@example.com

Contact Number 電話番号  
+65 123456789

## 2-2 申立対象リンクの情報を入力する

**Complaint Information** 申立の情報

If you are providing more information on an existing open Serial Number, Please fill this in. (If not, leave it Blank.) 既存商品の公開シリアル番号に関する詳細情報を提供できる場合は、ここに記入してください (該当がなければ、空欄のままにしてください)。

SerialNo:20200901-001

IPR Type 知的財産権のタイプ ※ここでは「商標」を選択している。

Trademark 商標  Copyright 著作権  Invention Patent 発明特許  Design Patent デザイン特許 (意匠)

Complaint Reason 申立理由

Trademark Counterfeit - Unauthorized use of a recognizable sign, design, or expression which identifies products or services  
 Trademark Unfair Use - Unfair or Unauthorized use of trademark rights in product descriptions or other information (Including Store Banners)

Trademark - Counterfeit: Local registered trademark certificate is required, with specific counterfeit indicator or side by side comparison of counterfeit and genuine item. Trademark - Content Infringement: Local registered trademark certificate is required, with complaint reason that address the infringement issue.

※ここでは「①」を選択している。

① 商標の模倣品 - 商品やサービスを識別する標章、デザイン又は表現の無断使用。  
② 商標の不正使用 - 商品説明やその他の情報 (ショップのバナーを含む) における商標権の不正/無断使用。  
商標の模倣品 - 現地の商標登録証、及び特定の偽造表示や偽造品と純正品との並列比較が必要である。  
商標のコンテンツ侵害 - 現地の商標登録証、及び権利侵害問題にかかる申立理由が必要である。

Reported Listings 申立対象URLのリスト

Lazada's Listing URL	actions
1 <input type="text" value="https://www.lazada.sg/products/example"/>	Remove

+ Add URL Max add 20 1回に20リンクまで追加可能。

Description 申立理由 ※ Detailed description on why you believe this is infringing your Intellectual Property Rights. 0/500.

Upload Proof of Infringement (Each file must not exceed 5MB. No more than 4 documents are allowed)  
Click to Add Files (pptx/xlsx/pdf/doc/docx) 侵害に関する証拠資料をアップロードする。(ファイルサイズ制限: 5MB、点数制限: 4点)

※ 「申立理由」について、(ア)Shopee の Step4 の申告文を参照されたい。

## 2-3 主張する知的財産権の情報を入力する

### IPR Information 知的財産権の情報

IPR Name/Description **知的財産権の名称/説明**

Please provide an IPR Name or describe the IPR allegedly being infringed

Country of IPR Registration **知的財産権の登録国**

Please enter keyword

Upload IPR Document (Each file must not exceed 5MB. No more than 4 documents are allowed)

Click to Add Files (pptx/xlsx/pdf/doc/docx) **知的財産権の資料をアップロードする。  
(ファイルサイズ制限：5MB、点数制限：4点)**

POA/LQA if you are an Authorized Agent (Each file must not exceed 5MB. No more than 4 documents are allowed)

Click to Add Files (pptx/xlsx/pdf/doc/docx) **授權代理人の場合は、委任状をアップロードする。  
(ファイルサイズ制限：5MB、点数制限：4点)**

## 2-4 身分証明情報を入力して削除要請を提出する

### Identity Verification 身分証明

Upload Identity Proof of Complainant (Each file must not exceed 5MB. No more than 4 documents are allowed)

Click to Add Files (pptx/xlsx/pdf/doc/docx) **申立人の身分証明資料をアップロードする  
(ファイルサイズ制限：5MB、点数制限：4点)**

I declare, under penalty of perjury, that the complaint is filed with good faith, and that the information and documents contained in this complaint is true, accurate, and valid. I agree and understand that Lazada reserves all rights and remedies regarding any false or forged information provided.

Agree **誓約事項に同意してチェックを入れる。**

**サイン (フルネームを入力してデジタル署名とみなす)**

Signature (Typing out your full name will act as your digital signature)

Full name in this box will act as your digital signature

For Official Use  
Open **申立人のフルネームを入力する。**

If you wish to file your IPR infringement notice via the IPP Platform instead, you can create an account IPP Platform account from the "IPP Platform" link below. Once you have created an account, you may file notices of infringements on the IPP Platform. Please refer to the "IPP User Guide" link below for step-by-step instructions on how to file notices of IPR infringements via the IPP Platform.  
(IPP Platform)(IPP User Guide)

**提出**  
Submit

### 【Step3】 申立結果の確認

#### 3-1 受理

申立人が削除要請を提出すると、YiDA は当該削除要請申立ての有効性や必要な情報が含まれているかを審査する。必要な情報が不足している場合やさらに詳しい情報が必要な場合、メール等で申立てに関する追加情報を求められることがある。

#### 3-2 削除

YiDA が削除要請申立内容を審査し、侵害があると認定した場合、対象リンクが削除される。

#### b. 所要期間

YiDA では、削除要請の提出から対象リンクが削除されるまでに、2 週間程度を要することが一般的である。



### (3) 知的財産権以外の対策

産地などの表示について消費者に誤認を与える場合には、消費者保護法や食品法に基づく規制の適用があり得る。以下でそれぞれ紹介する。

#### ア. 消費者保護法に基づく規制

消費者保護法第 47 条によると、商品の原産地、状態、品質、特性について誤解を生じさせる目的で、虚偽の記載（上記で説明したように、GI の不正使用又は誤用も含まれると解釈される）を含むラベルを広告又は使用した者は、刑事責任、すなわち 6 か月以下の懲役若しくは 5 万バーツ以下の罰金、又はその両方が科せられる。

#### イ. 食品法<sup>15</sup>に基づく規制

消費者保護法とも重複するが、食品法においては、食品について、不適当な品質、効能を偽り、名称で誤解させるような広告は禁ずるとされている（第 40 条）。違反して、広告を行った者は 3 年以下の禁固刑若しくは 3 万バーツ以下の罰金が科され、又は併科される（第 70 条）。

食品の効能、品質をラジオ、テレビ、映画、新聞その他の方法で広告を出す場合、事前に許可者の審査を受けなければならないとされており（第 41 条）、違反がある場合、対象商品の製造、輸入、広告を停止できると規定されている（第 42 条）。加えて、5 千バーツ以下の罰金が科される（第 71 条）。

食品法では、「偽装食品」を製造、販売のために輸入、又は販売することを禁ずるとされている（第 25 条）。「偽装食品」は以下を含むとされる（第 27 条）。

- (1)一部他の材料で取替えられた、一部又は全部悪化した部分を取除いて、真正品として販売、真正品の名称を付けて販売される食品
- (2)偽の材料、食品で真正品として販売される食品
- (3)秘密裏に劣化したものを隠す目的で製造した食品
- (4)品質、分量、効能、製造地、国を誤認させるラベルを付けた食品
- (5)第 6 条の(2)又は(3)に定める大臣が告示した品質規格に合わず、検査の結果が最低又は

---

<sup>15</sup> タイ保健省食品医薬品委員会事務局 WEB サイト、日本語訳は IP FORWARD にて作成。  
[https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=536781463119601664&name=law\\_act\\_TH.pdf](https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=536781463119601664&name=law_act_TH.pdf)

最高より 100 分の 30 以上超過又は不足している食品、品質及び規格が異なり危険を及ぼす食品

偽装食品を製造、販売のために輸入、又は販売していた場合、6 か月から 10 年以下の禁固刑及び 5 千バーツから 10 万バーツの罰金を科される（第 59 条）。

加えて、食品法では、食品に表示されるラベルの内容について規定すると定め（同法第 6 条第 10 項）、具体的には、保健省告示第 386 号において、製造者の文言、輸入者の文言等を明記すべきと規定している（第 6 条）。食品の製造者や輸入者を偽っていた場合はこの規定に違反すると解する余地があると考えられる。この規定に違反した者は 3 万バーツ以下の罰金を科される（第 51 条）。

なお、本報告書作成時点において、関連官公庁に確認をしたが、虚偽又は消費者を誤認させる表示に関する摘発事例はないとの回答を得た。

#### ウ. 通報窓口

上記の表示規制や広告規制に関する違反については、下記の通報窓口から通報することが可能である。もっとも、実務的にはタイ語で行う必要があり、法令にも関わるため現地弁護士などに相談した上で進めるべきと考える。

窓口担当者へのヒアリングによれば、当該通報に対しては、メール、電話又は書面等で回答を行い、必要に応じて本節記載の措置が取られる場合があるとのことである。もっとも、応答のルールやその期間などに関する手続きを定めた規定などは確認できない。

#### 警察庁消費者保護部（Consumer Protection Police Division）

通報対象：消費財全般（食品及び農産品を含む。）に関する表示又は広告違反

<https://www.cppd.go.th>

住所：Central Investigation Bureau Building, 12th Floor, No. 1106, Phahonyothin Road, Chomphon, Chatuchak, Bangkok 10900

TEL: (+66)2-191-9191

MAIL: [tcsdstaff1@tcsd.go.th](mailto:tcsdstaff1@tcsd.go.th)

オンライン専用通報フォーム：

<https://www.cppd.go.th/%e0%b8%95%e0%b8%b4%e0%b8%94%e0%b8%95%e0%b9%88%e0%b8%ad/>

## 保健省苦情処理・対応センター

### (Complaint and Enforcement Management Center Ministry of Public Health)

通報対象：健康関連製品及びサービス（食品及び農産品を含む。）に関する表示又は広告違反

<https://cemc.fda.moph.go.th>

住所：88/24 Tiwanon Road, Nonthaburi11000

TEL: (+66)2-590-7410

MAIL: 1556@fda.moph.go.th

## 通報方法

1)オンライン専用フォーム<sup>16</sup>

<http://fdacomplaint.fda.moph.go.th/User/UserCreate>

※通報後に担当官よりメールにて回答。

2)メール

※上記メールアドレスへ送信及びメールにて回答。

3)書面

※所定の様式で提出、及び電話、メール又は書面にて回答。

## III まとめ

以上のとおり、タイにおいて、日本の農林水産物・食品のジャパンブランドを保護するためには、まず事前の対抗策として、タイ現地での商標登録など知的財産権を行使できる状況にすることが重要である。加えて、模倣品が発見された場合にはオンラインやオフラインでの調査を駆使して被害状況を把握すること、実際の権利行使においては費用対効果や成功率を踏まえて実践的な方法を選択することが重要である。具体的には、軽微な侵害であれば、警告書の送付やインターネット上での削除要請が、一方で大規模な模倣品の流通があり、製造輸入拠点を突き止めたい場合は、摘発が選択肢として考えられる。加えて、知財権を行使できない場合であっても、消費者保護法や食品法の適用を検討できる可能性がある。

以上

---

<sup>16</sup> タイ国 FDA オンラインシステム開設（タイ国籍者名義のみ可）が必要。

#### 【免責条項】

本報告書は、作成日までに判明した事実に基づいて記載したものであり、同作成日後の事情は含まないことにご留意ください。また、本報告書は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、 ご了承下さい。

本レポートに関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

バンコク事務所

TEL：66-2-253-6441

Email：ThaiPF\_Japanfood@jetro.go.jp